

平成30年3月22日

一般社団法人

日本ソーイング技術研究会

理事長 御園 慎一郎

機構とタイアップでセミナー開催

外国人技能実習機構が設立されて1年が経ちました。この機構は外国人技能実習制度が適正運用されるための総元締的な組織であり、監理団体と実習実施企業に対する強力な監督権限を持っていることは皆さまご承知のところだと思います。このたび私ども日本ソーイング技術研究協会は、この機構を総括する高橋秀誠総務部長を来賓としてお招きしてのセミナーを開催いたしました。私どものような外国人技能実習生制度のなかで自動車シートという一職種だけを扱う組織の集まりに機構の事務方トップとも言って良い方をご来賓としそして講師としてお迎えできるということはなかなかあることではありません。

これも私ども日本ソーイング技術研究協会がその設立以前から関係省庁のご指導を誠実に受け止め制度の趣旨を十分理解して実務に反映しようと努めてきた姿勢が評価された証と言えるかと思います。制度を適切に運用していくには関係法令の理解無しにはできません。そのために、これまでも愛知労働局、名古屋入国管理局、愛知県警の担当官を講師とした外国人技能実習生を取り巻くさまざまな法律問題をテーマとした講習会を実施してきました。三回目となる今回の講習会をさらに充実して実施できたのは関係各機関の皆さまのご理解の賜物であることは言うまでもありませんがそれ以上にこれまでの講習会に参加していただいた多くの会員の皆さまの制度の仕組みを学び法規違反をしないという熱意とその姿勢のおかげだと心から感謝する次第です。

今回の講習会を通じて個々の制度の仕組みも学んでいただいたと思います。そのことに加えて「技能実習は労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」という法律に規定されているこれらの制度の目指す理念をしっかりと胸に刻んでいただきますようにお願いしておきます。外国人技能実習生は単なる労働力なのではありません。日本とそれぞれの出身国とを結ぶ架け橋、その

ための大切な人財を預かっているという認識を関係者の皆さんに持っていただきたいと願っています。

そのことも念頭においてこのような講習会はこれからも実施して参ります。さらに多くの皆さんの参加を期待しています。そのためにも技能実習生に関わるより多くの方々が参加しやすいものも実施していくことにもしています。この制度に関わる皆さんのがその仕組みをしっかり学んで間違っても法令違反でこの業界から退場せざるを得ない等ということが無いように私どももできる限り努力させていただく所存です。

ただ、講習を受講し制度の概要は頭に入ったとはいえ実習現場で日々発生するさまざまな事案にどのように対処してよいか判断に迷うこともたびたび生じていると思います。どのように対処すれば法令違反にならないのかなどについて担当官庁にうかがいをたてればよいことは解っていても官庁への連絡にはやはり躊躇がつきまとうことでしょう。そんな時の取りあえずの相談窓口も設置できたらということで現在検討中です。

このようなことを含め外国人技能実習生に関して疑問なことがありましたらお気軽に事務局へお問い合わせいただければと思います。